

# コロンビアの公的機関による発令の概要

(2017年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ボゴタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所が現地法律事務所 **Asesores Legales y Tributarios** に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Asesores Legales y Tributarios** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Asesores Legales y Tributarios** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課  
E-mail：[BDA@jetro.go.jp](mailto:BDA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ボゴタ事務所  
E-mail：[CBO@jetro.go.jp](mailto:CBO@jetro.go.jp)

**JETRO**

## コロンビアの公的機関による発令の概要

### 1) 発令の種類

公的機関による発令には、三通りある。

#### (1) 行政発令 (Actos Administrativos)

国や地方自治体などの行政機関 (Rama Administrativa) が決定し、国民や企業または特定の個人に対して発令するもの。具体的には次のとおり。

##### ① 国民全員を対象とする発令

- ✓ 中央政府および地方政府の発令・・・Decreto, Resolución
- ✓ 県議会の発令・・・Ordenanza
- ✓ 市議会の発令・・・Acuerdo

##### ② 企業または特定の個人を対象とする発令・・・Resolución

#### (2) 立法発令 (Actos Legislativos)

国会 (Congreso de la República) で可決および発令される法律。具体的には次のとおり。

##### ① 一般法 (Leyes Ordinarias)

##### ② 特殊法 (Leyes Estatutarias)

##### ③ 憲法改正法 (Reformas Constitucionales)

#### (3) 司法発令 (Actos Judiciales)

司法府 (Rama Judicial) で決定される事項。具体的には次のとおり。

- ① 訴訟手続きに関する法廷および裁判官の決定。訴訟内容には直接関係がない内容。(Auto Interlocutorio)
- ② 訴訟内容にかかわる法廷の決定 (Auto Sustanciación)
- ③ 判決 (Sentencias)

## 2) 行政発令 (Actos Administrativos) の概要

- (1) なぜ行政発令の概要を知る必要があるのか。  
行政発令が通知され、同意できない内容であるにもかかわらず誤った対応を取ってしまった場合、行政発令の内容が確定され提訴出来なくなってしまう。
- (2) 行政発令の注意点
  - ① 対象企業名または個人名が正確に記載されているか。
  - ② 通知先の住所は正しいものであるか。
  - ③ 発行日付はいつか。・・・発令に対して異議を唱える場合、提訴期限は発行日から4カ月間とされている。発令に期限が明記されていない場合、無期限で提訴可能。
- (3) 通知方法  
ほとんどの場合、事前通知なく行政発令が届く。通知方法は、書面で届く場合、Eメールで届く場合、あるいはその両方で届く場合がある。もし書面とEメールで受理日が違う場合、早く届いた方の発行日付を優先して対応策を取った方がよい。
- (4) 対応策
  - ① 行政段階
    - ✓ **Repocición**・・・行政発令の署名者に取り消しを申請する。
    - ✓ **Apelación**・・・行政発令の署名者の責任者に取り消しを申請する（行政上告）。
    - ✓ 上記両方の申請を同時に進めることも可能。
  - ② 司法段階  
行政段階の申請が却下された場合、行政発令の内容に従うか提訴を行う。提訴期限は行政発令の発効日から4カ月間で、提訴条件として和解申請を行う必要がある。和解申請を行わずに提訴した場合、裁判所に取り下げられる可能性が高い。